

# かながわの 民俗芸能

第 60 号



第19回相模ささら踊り大会で  
(会場：秦野市立北中学校)

神奈川県民俗芸能保存協会

目次

「平成七年度東部（東日本）地区文化振興会義」で  
行なわれたパネルディスカッション・沖縄民俗芸能の紹介…………… 3

会員日より

県指定無形民俗文化財「湯立獅子舞（箱根宮城野）」をみて

永田 泰祐…………… 12

民俗芸能見学会

山北町に伝わる「室生神社の流鏝馬」見学記

日達 晴子…………… 15

ニュース・伝言板…………… 18

# 平成七年度 東部(東日本)地区文化振興会議

平成七年度東部(東日本)地区文化振興会議が、文化庁及び神奈川県教育委員会の主催で、平成七年九月七日(木)～八日(金)にかけてメルクパルク横浜で開催されました。

一日目は、「身近な文化財を活かした文化のまちづくり―地域社会と民俗芸能」をテーマとしたパネルディスカッションが行われました。当日は、当協会会員もコーディネーターやパネラーとして活躍され、又会員多数が参加され有意義な一時を過ごしました。又、パネルディスカッション終了後には、川崎沖縄芸能研究会による沖縄芸能が披露され、その優雅さに見学者みんなが魅了されました。

ここで、その時行われたパネルディスカッションの一部と沖縄芸能についてご紹介いたします。

## 第二分科会パネルディスカッション(伝統文化)

「身近な文化財を生かした文化のまちづくり」

地域社会と民俗芸能

コーディネーター

神奈川県民俗芸能保存協会副会長

(儀禮文化研究センター 研究員)

石井 一躬

パネラー

文化庁伝統文化課 主任文化財調査官

星野 紘

埼玉県文化財保護課 副参事

大館 勝治

相模原市博物館建設事務所 学芸員

笹原 亮二

神奈川県民俗芸能保存協会団体会員

林 靖範

(ちゃっくらこ保存会 事務局長)

石井 ただいまご紹介をいただきます。儀禮文化研究センター

した石井でございます。では始める という民間の文化研究団体で、設立

前に今日ご出席をいただいている先 十五年になりますけれども、そこで

生方に改めて自己紹介とパネルディ 民俗芸能といえますか、芸能儀禮、

スカッションに臨むにあたって一言 端的にいえば、人はどうして踊るの

お願いしたいと思います。僭越です か、人間はなぜお祭りの場に出てき

けれども、私から自己紹介させてい て踊るのか、唄おうとするのか、と

いったあたりを研究している立場に  
おりますので、今回コーディネーター  
というおはちが回ってきたのではな  
いかと思います。初めての経験です  
ので、うまくまとめられるかどうか  
わかりませんが、何か皆様のご  
参考になるようなかたちで、お話  
が進められればと思います。よろし  
くお願いいたします。

星野 文化庁伝統文化課芸能部門と

いうところで、長年民俗芸能に携わっ  
ておりますが、役所のオフィスでは  
わからないことがございます。こう  
した場に呼んでいただきますことは、  
伝統芸能の実態を知ることのできる  
よい機会だとありがたく思っており  
ます。

大館 現在は埼玉県文化財保護課に  
所属していますが、昭和四十四年か  
ら博物館施設で学芸員として従事し  
てきました。近年では県立民俗セン  
ター(技の博物館)建設に携わりま  
した。個人的には、聞き取り等によ  
る民俗調査を行い地域の抱えている  
問題などを調べてきました。

菅原 専門は民俗学、芸能研究。市という地域に近い立場から、調査研究対象としての民俗芸能に関わってきた経験から、地域と伝統芸能ということについて、実践される場合にお役に立つことが言えればと思います。

林 三浦市の教育委員会に所属しているが、今回はチャッキラコの保存会事務局長として出席。保存会には昭和四十四年から携わっています。この女性だけの芸能の保存に直接関わってきた経験から、民俗芸能の保存の方法について、何か参考になればと思います。

### ビデオ上映 「地方新時代」

「鬼の面が語る町おこし物語」

○岩手県北上市の例

「鬼剣舞」(念仏風流芸能) 岩手県内各地に伝わる。

・「鬼の館」ふるさと創生事業

により設立。

・第二回全国鬼サミット開催。

○京都府大江町の例

大江山の鬼伝説(酒呑童子)

・大江山酒呑童子祭りの開催

・日本の鬼の交流博物館

・鬼の里Uターンプラザ整備事業

業↓住民の定着



パネルディスカッション



全体会議

石井 まちづくりをテーマにした番組でしたが、いかがでしたでしょうか。参考になったと思います。番組の中で博物館という話がありましたので、菅原さんは博物館の開設準備に携わっておいでです。博物館の資料収集の中で、菅原さんは念仏踊りや念仏講などあまり知られていない芸能の発掘に努力されました。そのなかで、例えば念仏講を行っていた人たちの持っていた日常性のよ

うなもの、言い方かえると、文化財や芸能を見るうえでの価値基準、視点を変えたところから、地域の中にあるものを再評価していくという立場で研究を進めてきたという立場で、いまのビデオをご覧になって一言お聞かせ願えればと思います。

菅原 今ビデオにありましたように、地域の民俗文化に対して博物館がどういうかたちで関わるか、というか

たちで問題に換言出来ると思います。このことは日本ではあまり注目されていないが、アメリカでは非常に大きい問題で、アメリカでは民俗学は地域振興と分かちがたい関係にあります。地域の民俗文化を基礎において文化的実践を行う核として博物館が存在し、いろいろな試みが行われています。例えば、ハワイのポリネシア文化センターでは、ポリネシアの伝統芸能を観光客に見せて、その収益によって、ポリネシアの若者たちに大学教育の機会を与えるということをやっています。アメリカの西海岸の旧インディアンの居住区の博物館では、博物館のキュレーターが彼らに土器の製作を指導し、それを観光客に売る、というかたちで地域振興を図り、インディアンの文化を継承していくという、踏み込んだかたちで民俗学と博物館が存在しています。こうしたことは、ツーリズムをめぐる問題として、海外では問題になっています。日本ではそこまでいっておらず、それ以上に相模原市の博物館では、まだそのような実践まで踏み込むところまでできる状態ではなく、それ以前の問題として、まず

地域の民俗文化がどのようなかたちであるか、ということをしちんと押さえるという段階でいろいろな活動をしてきました。具体的には、相模原という行政区域内の民俗文化の調査を行い、記録・レポートを作るのが主な作業になりますが、その中で、いくつか深い問題を考えるようになったことがあります。それは、博物館が地域の民俗文化、伝統文化とどのようにつきあうか、つきあうときに出てくる問題ではないか、と思っているのです。それを紹介して、今日の地域社会と民俗芸能という話し合っていく題材になればと思います。そのうち三つほどキーワードを言っておきたいと思います。

一つは「文化財」ということであると思います。我々は民俗芸能イコール文化財と考えがちです。私もそのように考えていたが、実際、指定文化財になっていない芸能がたくさんあります。例えば、獅子舞にしても指定されているものと指定されていないものがあります。通常、文化財と言われた場合にまず想起されるのは、指定された文化財であろう。しかしそれ以外にもたくさん民俗文化としてとらえられる芸能があるという問題をどう考えるか、ということは非常に大きな問題です。

それから、「変化」という問題があります。通常民俗芸能、あるいは伝統文化という言葉をする時、変化しないことが一つの価値、またはあり方として考えられます。しかし、高次元年間、レポートを作るためにつきあった芸能の演者の方々のつきあいの中で、非常に変化がありました。衣装が変わったり、やり方が変わったり。ある社会の中で芸能が行う場合には、当然社会自体が変わっていくため、変わらざるを得ません。しかし一般的な認識としては、変わらないところに価値があるという認識が出てきます。そうすると一般的な理解と、現状の現実との間に非常に大きいギャップがあり、そういう中に狭まれているのが実際に芸能を演じている人々でありましょう。

もう一つ言っておきたいのは「地域」と言うことです。確かに民俗芸能とは地域文化であると思いますが、この場合の地域とは何か、ということとです。指定文化財ということであれば、例えば相模原市、という地域の文化財、ということになります。これは当たり前ですが、相模原で、十いくつの近世村がある中で、獅子舞が行われているのはその中の二つか三つであります。そうすると獅子舞という民俗芸能を地域文化といたした場合、その地域とは、相模原全体なのか、それとも近世村なのか。さらに近世村の中でも集落がたくさんあるとき、集落のうちの一部であり、その集落の中でも演者というものはある特定の家の人たちである場合があるなど、その芸能にとって、地域とは何なのかということが非常に大きな問題として考えられます。そうした様々な問題がある中で、地域と芸能というものの関係を考えていかなければなりません。

「文化財の問題については、星野さんが様々なお話をくださるであろうし、変化ということについては、実際に演じておられる林さんからサジェスチョンいただけるであろうし、地域に関しては、大館さんから様々なお話が出てくるかと思いますが、こうした文化財・変化・地域ということから指摘される様々な問題が、地域社会と民俗芸能という物言いの

中に含まれているのではないかというところが、この数年間の自分の博物館の活動の中で見えてきました。そういう問題がある中で、地域文化の振興などがおこなわれています。おそらくビデオの中に出てきた、鬼の事例もそういうことではないかと想像されるわけです。

**石井** 三つのキーワードということ、笹原さんからあげていただいたが、いきなり文化財などという難しい話をすると先に進まなくなるので、林さん、チャッキラコの変遷について、三十年間見つけてこられてどのようなことお感じか、お聞かせ下さい。

**林** チャッキラコは、少女たちが、成人女性たちの唄にあわせて踊る芸能だが、踊り手になることもが、三歳から十二歳という制限があるため、小学校の卒業とともにやめていく。この踊り手が三十年間今まで無事に確保できたのかというと、そこには大変紆余曲折がありました。この踊り手を確保するためにどんな手段をしたのかご紹介します。

まず昭和三十年代にチャッキラコが停滞し、消滅に向かうような場面が生まれました。国の選択文化財であるということもあり、心配しており、保存会を作れというはなしがあり、保存会に関わるようになったのはそれがきっかけであります。

ところが、踊りが地味で華やかさが無いため、子どもたちにとってあまり魅力がない。そうした子どもたちを引き留めるためにどうしたらいいのかという必要に迫られたわけです。また学校の協力をいただかなければ、子どもの確保はできないということ、どのような手を打ったかというところ、まず、先ほど六年生で終わりになると言いましたが、卒業するときに全校生徒の前で、国の文化財を継承してきた大事な踊り手だということ、表彰を行いました。それで子どもたちに自信と誇りと、そしてそれがきっかけになり新しく入ろうという子どもが触発されるという効果もありました。学校との関係を保って現在に至っています。地味な踊りを根本的に変えるわけにいかないで、いかに子どもたちに魅力的に感じさせるか、という手法と

して、マスコミに紹介する機会は、できるだけ応じていく、例えば、テレビに出るということは子どもたちにとっては、大変な喜びであり、自慢にもなり、そうしたテレビ・ラジオや大会などに出演すること、とにかく子どもたちが、やってよかったです、楽しかった、あとの人たちにも喜んでやってもらったと思わせるような創意工夫をしながら今日までやってきました。そういうことをやっていかないと踊り手の確保ができません。ここへきて問題化してきたのは、唄い手の高齢化であります。最高齢で八十四・五歳で、これを解決する方法が、実践はしていないが、昔チャッキラコを踊った経験のおかあさんたちを唄い手の後継者として巻き込みながら、これから唄い手の後継者づくりをやってみたらどうか、ということでもあります。踊り手の確保、唄い手の確保、そういったことについていろいろ方策を講じながら、今日まで至っているというのが、保存会事務局長としての役割です。

**石井** 神奈川県の代表的な民俗芸能であるチャッキラコは、神奈川県の

三浦半島の先の三崎漁港のそばにある海南神社を中心として正月十五日に行われている芸能。小さな女の子が踊り、唄を唄うのが先ほど出ました八十四歳を頭とする女性たちという芸能です。そういう女性だけによって伝承されている芸能を三十年間見続けてきた林さんならではのご苦労話を伺えたわけですが、そういう三浦、三崎という地域のなかで伝承に関わってこられた立場では林さんのお話を伺えたわけですが、先ほど笹原さんの提起された「変化」と「地域」ということからいうと、もうちょっとチャッキラコ自体が変わったことがあったのか、なかったのか、林さんもう少しお話しください。

**林** チャッキラコ自体は、踊り、唄その他内容はほとんど変化はしていません。一時期、もっと派手な華やかな踊りに変えてはどうかという話も当時の町の観光サイドからあったようですが、やはり伝統文化を守るということは、それを変えずに守っていることに価値があるのであり、基本をはずすことなく、今日に至っています。

**石井** 今、三崎のチャッキラコについて、演ずる側が変えないという強い意志を持って支えてきたんだという話でありましたが、今、林さんはちやつたらこ保存会の事務局長という立場から話をされたのだが、三浦市の社会教育課長の立場として、三浦市には、菊名のあめや踊りという踊りがあるが、今年からやるのが難しくなってきたと聞いたが、そのへん、何かご存じのことではないでしょうか。

**林** 当然、文化財を担当しているので、情報として十分承知しています。菊名のあめや踊りは、若い人が化粧をして、女の人の踊りを着物を着て踊るわけですが、そういうことについて、昔は地区のなかで伝統あるいは慣習として必ず若い人はこれに参加しないといけないという形でやってきましたが、近年若い人たちがそういういった慣習にとられなくなった。そういう義務感を全く感じなくなってしまうというなかでは、格式にきちっと守られてきたような踊りには関心がないし魅力もない。という

ようなところから、数年前から踊り手がどんどん欠けて、正直なところ、若衆の踊りを踊る人が六十歳、六十歳というような歳の方が化粧をして踊るという大変な状況になってきて、さらにそういう方が高齢化してきて、どんどん減ってきて、お年寄りの踊り手もなくなる、若い人は見向きもしないという状況が出てきて、これをどう打開していったらいいかということで、今菊名のあめや踊り保存会というのがありますが、この保存会の内容を菊名区という自治会に預けて、白山神社という神社をバックにした形で再生を図ろうという努力をしているところです。

**石井** 神奈川県だけを例にとつて進めてきましたが、大館さん、埼玉県の状況についてお話し下さい。

**大館** 埼玉県の場合は、民俗芸能は約八百箇所ぐらい伝承されています。種類としては、祭り囃子・神楽・獅子舞など十二種類ほどの芸能であります。この芸能が、昭和四十四年、社会が高度成長期の頃、社会はだいぶ豊かになったのだが、その頃から

だいぶ衰退の危機があるという感じを受けたが、最近また社会も落ちついて、この約八百箇所の地域に伝承されている民俗芸能は、また復活してきています。地域のなかでそれが生かされてきているというふうに考えています。埼玉県では、民俗文化センターを昭和五十五年に作りました。ちょうどその頃は、衰退の危機があちこちであったわけで、民俗芸能と民俗工芸を公開したり、あるいは講習会というような事業を行っており、ホールは三百席あるが、ほぼいつも満員になります。こういった理解者を増やすことが、一番大事ではないかと考えていますが、当時、舞台にのせるということ、非常に批判もあり、何で民俗芸能を舞台にのせるんだ、地域でやるのがいいんだと。もちろん、地域でやって地域で生きて行くことが大切なのですが、

新たに小さな神輿をつくって、民俗文化センターで習った民俗芸能をやっている。お囃子をやっている。あるいは、神楽を練習した人は、神楽の人手が足りないところへ出向いて神楽を演じている。民俗文化センターでは、公開ビデオで記録しています。その部分を視て、また練習をし、そして地域のなかで生かしていくわけです。

**石井** 「民俗文化センター」の活発な活躍には驚いています。民俗芸能の公演にこんなに人が集まるのか、と思うほどの盛況でありました。全国的にみてこのように積極的な活動を行っているところがあれば、ご紹介させていただきたい。

**星野** ビデオで二つのいきかたが紹介されました。大江町の場合は、そこには民俗芸能はなく、鬼退治の物語だけがあり、それに新しい祭りなどを創生して、過疎の町にUターンを促しそこに住まわせようという、まさにまちづくり・地域の振興を図る手だてを積極的に展開しています。一方、北上町は、まだまだまちづくりに

は結びつかないということだったと

話しがありました。

思う。印象としては、民俗芸能や地域伝承をまちづくりを生かす場合に、二つのいきかたが考えられることが示された。今までの話しの中で、まちづくりというか、民俗芸能それ自体、地域の伝承なので、民俗芸能それ自体をどう考えて伝えていくかがまちづくりとなっているという前提であったと思う。丹波の大江町の例は新しいものを作り出したということだったが、これまでの話は、伝統的なものはなかなか伝承しにくいものだけれども、いろいろな手だてを考えて、旧来のかたちを何とか伝えていこうと尽力されてきました。つまり、伝統的に伝えられてきたかたちそのものをきちんと伝承して行くことと自体が、そういう伝承を持っている町・村自体が誇りのある文化財を持っているというところで、それがイメージアップにつながってくるわけです。

笹原氏から、地域の民俗芸能を考えるうえで、「文化財・変化・地域」という問題提起がありました。それが民俗芸能を活用した文化のまちづくりにかかわってくるということ、

HL

まず「文化財」について、指定されたものだけが文化財であって、指定されていないものは歯牙にもかけられていない状況があるという問題があります。各地の伝承がどんどん消えていく状況にあって、指定されていないために保存の手だてもなく地元の人に任されている状況があります。文化財としての概念をもっと広くとらえる視点が必要があってもよいと思う。文化庁としては、有形文化財については、登録制度が検討されているが、同様に、無形のものについても指定されたものだけでなく、地域に伝承されてきたものは、それぞれ貴重な、歴史のある伝統であるという捉え方が今後は必要であると考えています。具体的施策は検討中。それぞれの地域の民俗芸能・無形の文化財の伝承が広く把握されると、地域というものの歴史性・特徴・伝統が出てくる。

続いて「変化」について。衣装・持ち物・面などは、常に変わっているということ。人が代わり、時代が変わっても、何とか昔から伝えられてきた伝統は守ろうという意識で、

文化財に指定されているところの人

A・B・Cでそれぞれ同種類であるが少しずつ異なります。

たちはやっているわけだが、変化はやはり起こってきます。衣装や道具が変わるだけでなく、伝統的なものを基に新しいものをつくることが行われています。創作太鼓、阿波踊り、ねぶた、秋田の竿灯など、有名な祭りや踊りなどは、それを模倣したものが全国に波及していきます。地域の文化を大切にしようという時代になってきて、新しい動きが民俗芸能にはあります。復活する例もあるが、復活してから間もないから文化財に指定できないという例もあります。復活したもの、新たに変化するものなどいろいろなことが起こってきます。全く同じままではいけないという前提で、対応を考えていかなければならないと思います。

地域というものの捉え方の問題があります。合併を重ねた自治体の場合、自治体のエリアが文化における地域と一致するとは限らないわけです。

次に「地域」という問題について。非常に大事な点。「民俗芸能」という名称は、昭和三十年代からの呼び方だが、それ以前からあった「郷土芸能」という言い方が示すとおり、それが伝承されている地域の人々にとって意味のあるものであります。例えば、A・B・Cという三つの集落に伝えられている民俗芸能は、

石井 前半のお話の中で問題提起がありました。地域というものについて、笹原さん、お願いいたします。笹原 民俗芸能は、現地と密着しています。地域と時代の変化は密着している。地域社会、時代の変化がある中で、変化せずに伝承することは困難。新しく地域に来た人でも伝承者に入れるようでないといけない。変化の経緯をきちんと残す必要がある。そのうえで、地域の実践を行う。

石井 大館さん、いかがでしょうか。大館 発想の転換が必要でしょう。民俗芸能は、文化財としてだけでなく

く、古来文化活動の母体であったことを認識する必要があります。

・地域の中で年齢ごとの役割が失われている。

・民俗芸能を核として地域づくりを進めるべき。

**石井** 民俗芸能は文化活動の母体というお話ですが、チャッキラコと学校の関係についてお願いします。

**林** こどもを表彰する際に、チャッキラコについて分かりやすく説明し、女の子なら誰でも入れると宣伝しています。

・地域の子供の減少については  
・外国人の参加を認めたり  
・地域以外の小学校への呼びかけ  
(市内全八校)が必要であろう。

**石井** 今、こどもの数が減っています。神奈川県内の高校では、ピークの半分まで減るでしょう。小中学校ではそれより早く影響が出てきます。星野先生、全国的にはいかがでしょう。

**星野** 新潟県柏崎市の「綾子舞」

(国指定・発祥当時の歌舞伎踊りを想像させる芸能)の例。昭和二十年代に発見され、昭和三十年代に県指定となりました。二つの集落で四百人ほどの娘が伝承してきました。その後、過疎化で伝承が困難になってきました。

・地区の女子小学生の減少状況  
昭和三十年三十八人↓平成六年七人

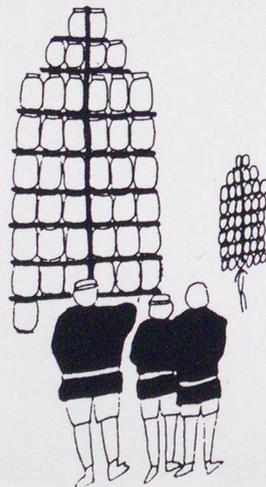
・行政の指導で学校教育の中で伝承することになる。地区の学校が統合された後も、統合先の学校で取り組んでいる。

・文部省の伝統文化教育  
芸能・工芸など、実技を学ぶ。  
↓まちづくりに反映するには時間がかかる。

**石井** 話題がまちづくりから離れたましたが、民俗芸能の「売り込み」について林さん、いかがでしょうか。

**林** チャッキラコの公開の時に、見に来る人に喜んでもらえるものを考えている(実現していない)。

・「チャッキラコ」を配って毎年見に来てもらうようにする。



・おめでたいチャッキラコをアピールする。例えば、女性による芸能なので、安産のお守りなどを考える。↓チャッキラコと観客との間が縮まる。

**石井** いわゆるお祭り法は、いまだのように活用されているのでしょうか？

**星野** 地域伝統芸能を活用して、地域の振興を図る法律。

・観光資源として芸能を位置づけ。  
・芸能にちなむおみやげの販売、旅

行客の誘致。

地域の振興が人を呼び、金を落とさせるという認識。

**黒川能(国指定)の例。**

山形県榊引町 毎年二月一日、「**王祇**」(扇祭り)の中で行われるもので、当屋となる民家で、徹夜で演じられるものです。

・これにちなむおみやげを考案。  
・積極的に都市部から客を呼ぶ。  
・客が増えすぎて制限をする必要が出てきた。

・町教育委員会が窓口となり、観

客を百名に制限。

○扇祭りのうち黒川能は公開するが、呪術的な祭りの根幹（大地踏みの次第）は絶対非公開。

↓このような二本立てだが、民俗芸能をまちづくりを生かす場合には必要になってくるわけです。

**石井** お集まりの方で、何か質問は？

**Q.** 情報が発達すると、各地の民俗芸能が、中央の芸能の影響を受けるのではないか。

**A.** **笹原** 民俗芸能は、自然発生的なものではなく、基本的なかたちができ、伝播していく中で、地域的特徴が出てきたと考えるべきである。

例：獅子舞、神楽等は、全国的に共通する部分と、地域的な特徴とがある。

民俗芸能が定着する段階で、ある選択が働き、所々で現在まで残っているものがある。

**石井** ラストコメントをお願いします。

**大館** 後継者の問題だが、埼玉県の

場合、学校のクラブ活動が多い。そこで覚えた子どもたちが、地域で続けています。文化活動の母体としての性格を生かし、所作などは守るべきだが、演者については柔軟に受け入れるべきであろう。それから公開の機会を多くして理解者を増やす。現地でも、やる人と見る人が一体となるのが本来の姿なので、その芸能が人を呼べるか考えるべきでしょう。

民俗芸能だけで売りにならなければ、「お祭り法案」ではないが地域の行事と組合せトータルで売りにしてはどうかと思えます。

**笹原** 民俗芸能は、ほかの文化財と比べ、生身の人間が演じていることが大きい。まちづくりなどに生かす場合には、昔から伝えてきた人々の価値観が問題となります。民俗芸能を使った実践を進める場合、微妙な問題が解消する方向で文化振興を考えるべきでしょう。そして芸能のやり方を変える場合に、経緯の調査・記録が必要。実態としては予算が付きにくいですが、記録作成は振興の前提

として必要であると思えます。

**林** ・民俗芸能は伝統をかたくなに守るが、構成する人については柔軟な対応が必要。これまで保存会でチャキラクを守ることにだけ視点が回っていましたが、今後の社会教育やまちづくりなどの新たな取組みに希望が持てました。

**星野** ニューヨークの公演で、創作太鼓は一回見ればそれでもいい、山伏神楽は何回でもいいといわれた。指定を受けていないものについても目を向けて、とらえ直して行くことが地域の活性化につながるのではないかと思います。

**石井** 滋賀県余呉町に「ちゃん祭り」という祭りがあるが、過疎化や子供の減少のため途絶えながらも続けています。その中に稚児の舞があり、演者は長男に限っていたが、今では女の子がやっています。これにカツラを使うが、買うと高価なので毛糸で作っています。このような工夫をしつつ、3年に1度の祭りが7年ごとになっても、何とか絶やすま

いとしている長老の生き方に学ぶべきでしょう。学校教育のなかで民俗芸能を技術として教えることも大事だが、同時に祖先の生き方を教える必要があるのではないのでしょうか。それが伝承を受け継いでいく者の姿勢だと思えます。

— 以上 —

平成七年九月七日

メルパルク横浜にて

# 川崎沖縄民俗芸能について

〔紹介〕

川崎市における沖縄芸能は七十余年の歴史をもっています。

大正の頃、今の川崎区富士見一丁目に富士瓦斯紡績株式会社川崎工場がつくられ、全国から多数の労働者が集まりました。その中で最も多かったのが沖縄から来た人達でした。それをきっかけとして沖縄から大勢の人達が移住してきました。それらの人々の間で故郷をしのぶ意味もあって沖縄芸能がしばしば行われ、それが川崎市において沖縄芸能が行われるものとなりました。

第二次世界大戦後、沖縄は戦禍による荒廃と米国の統治による混乱のため、沖縄芸能は全く影をひそめ存続の危機にさらされていました。このことを憂えた川崎市に在住する沖縄出身者により、昭和二十五年に沖縄芸能研究会が結成され、活動が盛んに行なわれるようになりました。神奈川県は沖縄芸能の衰退を心配し、日本の宝として守りたいという

意味から昭和二十九年に県の無形文化財に指定しました(条例改正により、昭和五十一年に県指定無形民俗文化財となる)。その後、沖縄芸能研究会は年毎に会員を増し、現在は二百名を越す大所帯となり、盛んに活動しています。

当日は、「<sup>だけ</sup>四ッ竹踊り」、「<sup>はまぢり</sup>浜千鳥」、「<sup>たんちめ</sup>谷茶前」が披露されました。



「四ッ竹踊り」



「谷茶前」



「浜千鳥」

県指定無形民俗文化財

「箱根宮城野・湯立獅子舞」をみて

永田 泰 祐

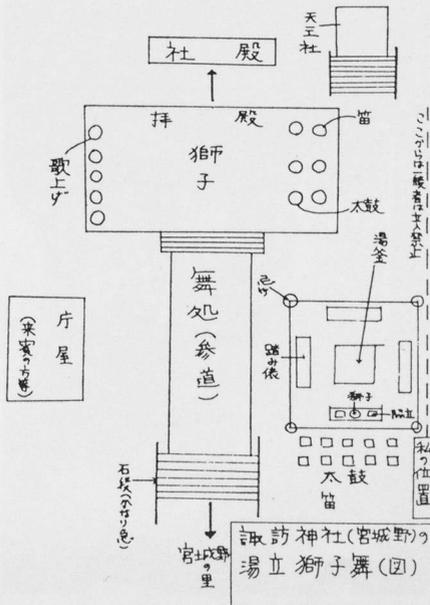
ゆたちししまい

夜来の雷を伴う激しい雨も県内に発令されていた「大雨洪水警報」も夜明け前には解除され薄陽がさした強羅温泉より見下ろすことのできる足柄下郡箱根町宮城野・諏訪神社の祭日、七月十五日である。仙石原諏訪神社も湯立獅子舞を行い伊勢大神楽系獅子舞であるが宮城野のもの湯立作法も同じである。

仙石原は牡獅子、宮城野は牝獅子であり二つの場所は箱根外輪山の北境に隣り合った集落で「天王祭り役割分担表（平成五年度）」に勝俣姓を名乗る人が多いのが共通している。

日本の祭りには、いろいろの形態のものがあるが大きく分類すると(1)自然信仰によるもの(2)神道によるもの(3)仏教によるもの(4)陰陽道・修験道によるもの等があり私達の祖先が農耕型社会を営んでいたこと、また漁業で生計をたてていたこと、その中では太陽や風や雨など自然の力をいちばん重要視した、その様な中から生まれたのが祭りであり郷土芸能である。湯立獅子舞は神仏信仰の厄神放逐（厄神とは災厄を降ろすという悪神、それを追い払うこと。）の呪芸（呪言は、のろいの言葉又は文

句）であること、また獅子頭は悪魔を払うための道具であるということ、遊び神楽と称する曲芸（普通の人には出来ないような危ないはなれわざや手足の芸当）は参拝人をよろこばせるための“つけたし”であることが甲斐国の萱沼儀兵衛（安永五年（一七七六）の秘蔵伝書に述べられている。仙石原、宮城野の両諏訪神社に奉納されている獅子舞は獅子が湯立をするという日本全国でもこの地だけの珍しい神事芸能でもある。国選択無形文化財（記録作成などの措置を講ずべき無形民俗文化財のこと）、神奈川県無形民俗文化財にも指定されている大切な文化遺産である。「湯」ということは齋庭（神を祭るために齋み清めた場所）・齋つ爪櫛（齋つ）とはいわい清めること、神聖なこと、聖浄なこと）の「齋」と通じるものでもともと「神聖な水」という意味であった。ところが現在は道路が拡がり往来も増えた奥深い宮城野の山中、近くを流れる芦ノ湖を源とする早川に人間の手を加えることのない全くの自然の景



観を保った状態で、地の底から真っ白な湯気を立てながら湧き出している暖かい泉、いわゆる温泉を見た遠く古代の私達の祖先はこの「お湯」の湧出する現象を二本の足で立つ生き物の知恵ではもちろん知ることのできない程、不思議なことであることを感得し、その神秘性に富んだ「温泉」をより神聖なものにしようと努力したことが想像できる。そして平成の時代の神事の際に神聖な温泉に見たてて天王社前に大釜を安置し湯を沸かして氏子や参拝の善男善女に振り掛けることによって心身を清めたり、ポコポコと煮えたぎって釜の中に立っている泡（湯花<sup>ニ</sup>湯玉とか湯の華とも言う）の様子によって神意（神のこころ）うかがったのであり、これを湯立という。私にとっでは最初の撮影地である。初めて訪れた所は必ず準備の頃を見計らって早めに下見に行くことにしている。ハッキリと自己紹介をすると氏子の方は必ず手を休めて快く対応してくれるからである。拝殿向かって右横の斎庭（神庭）にはすでに青竹（忌竹）が東西南北四本立てられ標縄が張られ各四枚ずつ（十六枚の紙垂が

下げられ微風に静かに揺れ中央に三本の石棒を足にして大釜がのせられ火が焚かれている。時折、薪を加える普段着の青年が炎をあげている様にジッと目を向けている。「写真が撮りたいのですが。」と勇氣をもつて尋ねると「水垢離（神仏に祈願するため、冷水を浴び身体のがれを去って清浄にすること）をしてきて下さい。」といとも簡単に言われてしまった。その様に言われてみると「其年の舞手はこの一週間程前から一切の不浄をさけて愈々最後の猛稽古にかかる。十四日の宵宮には青年会全員が社に参集し、境内にかがり火を焚きそのままお籠りをする。食事は同僚の青年たちにつくる塩むすびとたくわんだけで、一切女の手を借りない、そして全員白の行衣で芦ノ湖から流れる早川に赴いて水垢離をとりに行く。一度や二度でなく、当日の昼まで都合十二回この水垢離をとって心身を清める。それから真夜中に“辻締め”呪法を行う村内数カ所にある入り口で獅子を舞い御幣（幣束の尊敬語、白色または金銀・五色の紙を幣串に挟んだ神祭用具）をたてて辻を締める。これは部落に

厄神の侵入するのを防ぐ呪禁（まじない）なのである。全部の辻が締め終る頃には、すでに東天が白みかかっている……正に超重労働である。」と宮城野獅子舞保存会の案内書などにあることから頷くことができる。修験者に少しでも接近することができるといふことから神庭には水垢離をとりに行った清浄な身体の人だけが入地を許されるのであろう。拝殿（一般者入堂禁止、撮影禁止）では平舞がそして宮舞が舞われる。「剣の舞」は神庭において社前（拝殿前の神庭）の舞処で舞うので見ることができる。しかし私の位置（神庭と境にはられたロープ内）からは細かい所作は遠くで拝めなかった。「行の舞」は胴幕の二人立ちの舞（獅子頭と後被りがはいり、一人が獅子頭を口でくわえ、後方の者が二人が被る布をあやつる。）があり、続いて一人立ちとなって右手に鈴、左手に剣を採って社殿をまわる。四方の隅毎に剣の作法があり私の位置からも分かった。巻いた胴幕をもつ後立が附いて七・五・三の足数を正しく踏んで飛ぶようにリズムをつけて巡っているように感じられた。舞処



の樹々の透き間から夏の梅雨の合間の青空や太陽光がキラキラと顔面にさしこむ頃、祇園囃子の笛や太鼓が箱根の山々に木霊して「湯立」が奉納される時刻となった。湯立作法は偶然にも同姓で神奈川県民俗芸能保存協会々々長永田衡吉著「神奈川県民俗芸能誌」に『湯釜のたぎる湯の前に立った獅子は、湯冷まし法』を舞

う。その時、呟くように唱言がある。と、熱湯は次第に湯煙りをうすくし、湯玉も少なくなるといふ。その瞬間、獅子は御幣を湯釜の中に入れて二、三度かきまわす。引き上げて御幣をパツと打合わせる。その時、手先にかかる湯の滴の熱度で釜のさめ加減



を試すという。次いで、山王祠（天王社のことでは？）の前に供えている湯笹を、左右の手に一本ずつ取って再び湯釜に向かう。湯をじっと見詰める。と、湯笹を熱湯の中へ入れて湯を掻きまわす。湯立作法も最高潮である。獅子はサッと湯笹を引き上げ、まず天王祠の前へ走って行き、パツパツと湯笹を打合わせる。

この湯立神事が天王祭の行法であることの証拠である。これを湯花献上といい、湯立の真諦（絶対的、究極的真理のこと）とする。次いで本殿および末社の前で、同じく湯花をあげる。それが了ると、参拝者の頭上に湯花を撒く。一年中病気にかからぬ呪禁である。湯が少しも熱く感じないから不思議である。この残り湯を飲めば腹部の病気が治るともいわれる。そのあいだ、笛・太鼓の囃子がつづく。約二時間かかる」とあるのだが、少しの変化もない作法が執り行われたことは嬉しかった。カメラのファインダーを覗いている時の緊張感は、すがすがしくさえ感じられるので不思議である。「平舞」「行の舞」「宮めぐりの舞」「三本剣の舞」「釜の舞」「四方固めの舞」の「前立

ち」小島快之・勝俣清春・中村心一・神戸信由・勝俣富士夫さん達は、それぞれが長男なのだろうか。今年が「後立ち」であった人達は来年は釜にかかるといふ。釜にかかるといふ生涯に一度だけしかできない。成年戒行（戒の定めること）に従って実践修業すること。だからである。宮城野の獅子舞は湯立の獅子舞であり花形であるが大変に厳しい荒行である。誰でも「やりたい人」が参加できて演ずるといふ訳にはいかない。この土地の人で長男に生まれたものだけに資格が与えられた。この荒行の秘法が他に洩れるのを恐れたためとも云われ、その理由に湯立にかかる前の肝心な法言はお籠もりの夜になって始めて先輩から口伝される。従って舞手になるには稽古が非常に厳しく例年正月七草の日から寒稽古が始まり暖房設備の整った部屋から出るのも難しい現代人にとっては気の遠くなるような事である。しかし、この時に定められた集合時間に間に合わなかったら頭を半剃りにされたり、仲間八分まで喰うこともある。これぐらいにしないと湯立の荒行で間違いを起こしかねないからという。最

後の水垢離をカメラ片手に追ったエッチな男性は「裸体で全てが丸見えだった！」と言いながら石段をハアハア戻ってきた。「勤めていて家にはいない人がいて獅子を舞うのは長男とは限らねえ」と寂しそうに話していた顔中皺だらけの老婆、小さな銀色の葉罐を持ち湯釜の湯を頂いた手の皺が年輪のように思えたもう一人の老婆、にこやかな笑顔が家内の暖かさを感じさせてくれた。日本ほど四季を通じて、それぞれの季節にあった変化に富んだ祭礼や郷土芸能の多くある国は他国を歩いても無いのではなかろうか。それは人間の生活に適した風俗、習慣、風土などに関係している。そういうものの中から信仰が生まれ祭りとなり芸能となっていた。湯立獅子舞の仕種や流れを見ると風土の中から生まれた素朴な人間の願望と結論づけたい。そして「自然」を見直していききたい。

三浦高等学校

機関誌「りんどう」64号

掲載文より

# 山北町に伝わる「室生神社」の「流鏑馬」見学記

やぶさめ

日達晴子

今は昔、私がまだ幼い頃、山あいの農村風景には、馬の親子や素朴な子供たちの姿、皆互いに声をかけあう牧歌的な温もりがあった。

そんな我が故郷にも似た山北町に、私は思いもかけず流鏑馬を見に行く機会を得た。県の無形民俗文化財に指定された「室生神社の流鏑馬」の第一回の御披露目である。

馬というと草競馬や、かつて我が家の農耕馬の「富士号」「忠勇号」を思い出すのである。土間つづきの馬屋から何時も私たちを見守ってくれ、私たちも声を掛けるなど正に家族の一員であり、村一番の器量の良さもあって大いに自慢したものである。

あれから三十数年ぶり馬との対面叶うかと期待に胸を躍らす十一月三

日、快晴の菊日和に山北駅に降り立つ、午後一時集合である。

まず民俗芸能保存会の方や町関係の方々より流鏑馬の見学までのスケジュールが説明され、歩いて約十五分の文化会館に案内された。山北町の山と川の地形、美しくもあり過酷な自然、災害の歴史など伺いました。

さて室生神社に伝わる流鏑馬の起源は、源頼朝の石橋山拳兵の際、平家に味方したが故に領地没収、斬刑に処せられるところであった河村城主河村義秀が、建久元年（一一九〇）に行なわれた鎌倉鶴岡八幡宮の流鏑馬の際、その妙技によって死を免ぜられた上、旧領に復帰できたという。これは「吾妻鏡」に記載されている

が、「新編相模風土記」にも記述があり少なくとも江戸時代後記には行

なわれていた事が確認される。

長年三つの的の当り矢の数によって翌年の稲作を占う神事として行われた。一の的は早稲種、二の的は中稲、三の的は晩稲の出来を占い、この占いによって品種を選ぶ目安となり、また多くの矢を当てることにより豊作を祈願したものである。

さて、祭りの立て役者は何と言っても馬とそれに乗る人間である。先程来、流鏑馬について説明して下さった方々の一人、関氏は騎乗の経験者である。氏にとって、騎乗は小学生の頃からの憧れであったそうだ。昭和十三年（一九三八）甲種合格で騎兵を三年間勤めた後、長老の指図に従って騎乗者役を二十五年間努められた大ベテランである。

例大祭に出る騎乗の役は大変であ

る。祭りの一週間前に小田原の御幸浜で裸身となつて浄め、その後は潔斎を続ける、精進料理を自分で作りひたすら潔斎で当日を迎えるのだ。たという。今は海に入っている前にインスタント食品など買い込み潔斎にはいる話もされた。

「流鏑馬開始の式」「馬場駆」「馬場入り」を経ていよいよ私達が待機している垢離取りの儀が始まる。まのあたりの馬二頭はサラブレッド、騎手の入場はお伽話の国をかもしだす光景である騎手も馬も繊細で華麗、競走馬らしい顔面とその脚、あたかも造られたような動き、急いで写真を撮る。騎手の金糸三巴刺繍の腹掛、赤い陣馬織、白の鶏毛を立てた兜、縞柄の下履きも射小手によく調和し一段と男気を増していた。



「垢離取り儀式」馬の脚を清める



垢離取場全景

垢離取りの儀は、中央御弊の周りを三回右回りした後、流鏑馬総取締によって馬の脚と口が浄められる、神仏に祈願の為心身を清浄にするのである。この禊場は神社の北東約八百米の堀込台地裾の社地にあるが、宝永六年（一七〇九）の皆瀬川の瀬替え以前には、川岸で行っていたとのことである。垢離取りを済ませると神社に戻り、いよいよ「流鏑馬始式」となる。私達は馬の後ろから所定の席に着いた。

室生神社を背に左右二百七十米の道の両側の群衆、秋の陽は西にある。息をのむ緊張と感嘆の中を美しい人馬、絵の中から抜け出たような静々の歩調の顔見せである。今更に馬のしつけのよさに感心した。と、その時、人々は「何だ何だ」と総立ちになった。穏やかだった馬の形相が一変し前脚を上げ、荒馬と化したのである。肝を冷やす光景に私ははっと子供の頃聞いた、馬は火を非常に恐れるという話を思い出し、思わず「フラッシュの光におびえるのじゃないですか？」と叫んだ。その直後に近くの役員が「見物の皆さんにお願いします。フラッシュは止めて下さい」

「マイクで放送した効あつてか、間もなく馬がまたもとの穏やかな様子になって皆はっとした。昔農村での火事に、馬はおびえて引き出せず、逃げも出来ずに果てるといった話を子供時代に聞いて図体は大きくても気は小さいと思った。子供が馬に懐くのもうなずける。

さて用意の調った馬と騎手、スタートの位置につくと流石に水を打った静寂のひとときがあった。私達の席は左に一の的、右側に二の的、三の的は見えかくれの位置、走り出した。速い速い、あつと云う間に一の命中、二の的も命中、三の的は一寸見えなかったが当たったと思われた。見事である。それにしても早過ぎる、的からの間に弓に矢を番える早業は正しく神がかりの様相である。

二百七十米を駆けて戻るとき、これもまた先程の勇姿とは見紛う程にやさしく、神妙に歩を進めゆつくり息を調べているようである。二頭の騎手のてさばきに感服した。先導と射手が交替して更に二、三回続けたあと、拝殿前で「終了報告」をされ終了となった。

八百五年の歴史の伝承、鎌倉時代、



流馬儀式

戦国時代の栄枯盛衰、近代の治水の事など、町長、教育長、文化財保護委員の方々から伺い私にとって大いに歴史勉強の糧となった。

見学も目出度く終り、帰りを同行

の人と「来年は豊作だね」と言いな

がら、先程、駆けた馬の足跡をたどった。今日のために整えられた六十万円の道、湿った砂の感触に思わず馬の気分になり一足飛びなどとしてはしゃいだ。

# ニュース・伝言板

## 新規会員募集

民俗芸能を実際に行っている人、また民俗芸能に興味をお持ちの人も協会では、多くの方々の入会をお待ちしております。会員の皆様も勧誘に御協力ください。なお、協会の事業として、各種芸能見学会、会報の発行等を予定しております。入会ご希望の方は、氏名、住所、職業、電話番号を明記の上事務局にお申し込みください。なお、会費は年額一口千五百円、団体三千円となっております。

## 会費の納入について

当協会の事業の円滑な運営のためには、会員の皆様の会費納入についての御協力がぜひとも必要です。会費は原則として、各年度5月末日までに納入することになっておりますので、よろしくお願いいたします。

## 協会行事報告

### ○平成7年度理事會及び總會の開催

平成7年5月19日(金) 県立歴史博物館において、本年度理事會及び總會が開催され、六年度事業報告・決算報告が承認された。併せて七年度事業計画案、予算案が可決された。また役員の変更が審議された。

### ○第十九回相模 ささら踊り大会(共催)

期日 平成7年7月29日(土)  
会場 秦野市立北中学校  
午後1時30分

概要 菩提中太鼓保存会の太鼓により賑やかに始められた。綾瀬・葛原・愛甲・遠藤・南足柄・長谷・海老名・秦野の八保存会の踊りが披露され、最後に合同発表として「神奈川踊り」を参加者と観客が一緒に踊り交流を深めた。

### ○「平成7年度東部地区文化振興會議」参加

期日 平成7年9月7日(木)  
8日(金)

### 場合)メルバルク横浜

概要 文化庁・神奈川県教育委員會主催 文化の振興と地域の活性化をメインテーマとして講演・パネルディスカッション・民俗芸能鑑賞などもりだくさんの内容の會議であった。

パネルディスカッションでは、当協会副会長の石井一躬氏・当協会会員のちやつきらこ保存会の林靖範氏が活躍された。

又、当協会会員である川崎沖繩芸能研究会による沖繩芸能が披露され、大盛況であった。

### ○室生神社の流鏝馬見学会

日時 平成7年11月3日(金)  
場所 山北町室生神社境内  
参加者 15名

### ○全国民俗芸能大会見学会

期日 平成7年12月9日(土)  
場所 (財)日本青年館  
概要 文化庁の企画で毎年行われており、今年で四十五回目。今回は、「民俗芸能 北から南から」として行われた。

### 演目は次のとおり。和合の念仏踊り(長野県)、車大歳神社の翁舞(兵庫県)、興居島の船踊り(愛媛県)、椎葉の向山日当神楽(宮崎県)

参加者 59名

### ○第23回相模人形芝居大会(後援)

日時 平成8年2月18日(日)  
場所 南足柄市文化会館小ホール  
概要 5座が一堂に会して、日頃の練習の成果を発表した。各座員の熱演に観客から暖かい拍手が送られた。演目は次のとおり。  
増補生写朝顔日記、宿屋より大井川の段(長谷座)、一谷嫩軍記、熊谷陣屋の段(下中座)、壺坂靈驗記、沢市内より谷底まで(林座)、御所桜堀川夜討、弁慶上使之段(前島座)、伽羅先代萩、政岡忠義之段(足柄座)

### ○平成7年度後継者育成事業 兼民俗芸能見学会

日時 平成8年3月27日(水)  
場所 箱根仙石原諏訪神社  
概要 「箱根仙石原の湯立獅子舞」

を見学するとともに、保存会での後継者養成のとりくみについて話をきいた。

参加者 19名

### 会員活動紹介

#### ○小田原ちようちん踊保存会

##### 創立20周年記念式典

日時 平成7年5月27日(土)  
場所 ウイング小田原

#### ○関東ブロック

##### 民俗芸能大会出演

期 日 平成7年8月20日(日)  
場 所 栃木県総合文化センター  
厚木ひがし座OG会  
演目「傾城阿波之鳴門―巡礼唄之段」

#### ○「面神楽」絵はがき発行

当協会会員である永田泰祐氏が、三浦市海南神社で行われる「面神楽」の自らとった写真入り絵はがきを発行

#### ○「お峯入り」現地公開

##### 日程きまる

「山北のお峯入り」の現地公開日がきまりました。10月13日(日)詳細は別途お知らせします。

#### 編集後記

編集部では会員の方々からの投稿をお待ちしております。日頃の活動状況、行事の写真、または情報交換の場として御活用くださるなど、お気軽にお寄せください。

#### 「かながわの民俗芸能」第60号

平成8年3月31日発行

#### 編集

横浜市中区日本大通り33

神奈川県教育庁生涯学習部

文化財保護課内

神奈川県民俗芸能保存会協会

事務局 ☎〇四五(201)一一二一代

内線 七三三七

発行 神奈川県民俗芸能保存協会

印刷 株式会社 港栄印刷

☎〇四五(333)八八一五代

